基幹施設プログラム【個人向け】

実施施設	国立諫早青少年自然の家	
プログラム名称	「諫早自然の家に きてみんね!」	
対 象	【個人向け】不登校・引きこもり等の課題を抱える児童生徒及びその保護者(1家族又は1家族グループ)	
実施期間	○いつでもお申込み可能です。(繁忙期(3月下旬~4月末、7月下 旬~9月末)を除きます) 実施日は、調整させていただく場合が あります。	
参加費用	○原則無料です。(活動内容に応じ生じる材料代等については、市町へのご請求となります。) ○諫早駅までは自然の家の送迎バスで送迎可能です。(諫早駅までの 交通費については、市町教育委員会にお尋ねください。)	
プログラム概要	○自然の家での様々な体験活動をとおして、不登校など課題を抱える児童生徒に、自然体験活動の楽しさや達成感を感じてもらい、自己肯定感や自己有用感の醸成を図ります。○自然の家のプログラムは何でもご利用できます。(事前に希望のメニューをご相談ください。)	
プログラムの内容	 活動の内容は、保護者の方とご相談の上決定となります。 「きてみんね」でできること 自然の家のプログラムは何でもOKです。 (例) 野外炊事(ピザ・カレー・焼肉野菜炒め、etc・・) ハイキング、マウンテンバイク、レクレーション、スポーツ(卓球、バドミントン、etc) ものづくり(焼き板、ペンダント、etc・・) その他にも、楽しい活動がたくさんあります。 スクールカウンセラーへの相談・ご希望に応じ、自然の家滞在時間中にスクールカウンセラーによる教育相談も可能です。 (アンケートへのご協力のお願い)・参加後のアンケートにご協力ください。 	
申込の流れ	児童生徒が 通う学校又 は教育支援 センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

申込方法等			
	参加される皆様・学校等ご担当者	県 / 市町教育委員会 / 基幹施設	
	【お申込み】 まずは、希望日の5日前までに、子供さんが通われる学校 又は教育支援センター(以下「学校等」と記載します)に、 ご連絡ください。	(市町教委) ○申込書の内容を確認し、メールで自然の家に申込書を送付 ○SCの派遣希望がある場合、併せて県教委児童生徒支援課に連	
	学校等のご担当者から、諫早青少年自然の家に電話連絡の うえ、希望日の対応可否などについてご確認ください。 (国立諫早青少年自然の家)TEL 0957-25-9111	絡 (県教委) ○SCの派遣希望がある場合、学校等担当者及び基幹施設と調整。結果を市町教委に共有。	
	その後、別紙に添付の「参加申込書」を、学校等経由で、市 町教育委員会に提出ください。		
申	担当者氏名欄には、実際に児童生徒又はその保護者と連絡 されている方の氏名をご記入ください。		
込 方 法 等	活動内容等について、事前に確認したいことがあれば、保 護者の方から直接自然の家にご連絡いただきかまいません。		
	【受付確認と確定】 市町教育委員会から、諫早青少年自然の家に申し込み後、自然の家から、学校等のご担当者の方へ電話のうえ、以下のことをご連絡します。 ・受け付け内容の確認 ・移動手段及び活動内容等の打合せ (活動内容の打合せは、保護者の方と直接行うことも可能です。) 上記で問題がなければ、予約確定となります。	(基幹施設) ○申込書の内容確認後、学校等のご担当者に連絡のうえ、申込内容を確認。 あわせて、参加代表者の方に、電話連絡(当日の活動内容等の打合せ) (市町教委) 基幹施設と参加に要する経費の打合せ	
- 当日	【来所について】 打ち合わせた時間に集合場所にお越しください。 ご都合によりキャンセルされる場合は、学校担当者の方経 由で、自然の家及び市町教育委員会までご連絡ください。	(市町教委) SCの派遣がある場合は、キャ ンセルの際は、県教育委員会に 連絡	
	スクールカウンセラーへの相談を申し込まれた場合、相談を お受けください。		
ご利用後	アンケートにご記入の上、学校等のご担当者にご提出ください。 学校等のご担当者 市町教育委員会 青少年自然の家	(市町教委) ○アンケートは、控えをとり諫 早青少年自然の家にメールにより提出。	
お 問	国立諫早青少年自然の家 長崎県教育庁 児童生徒支援課		
۱۱ م	(電話) 0957 - 25 - 9111 (電話) 095-894-3339 E-MAIL isahaya-sen@niye.go.jp ファックス 0957-25-9115 ファックス 095-824-5965		

巾町・基幹施設の留意事項等

(参加に要する経費について)

【未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業補助金の対象】 児童生徒及び保護者等の方の交通費

活動で必要となる材料代等(諫早青少年自然の家 市町へ請求) 本事業の実施にあたり、市町が雇用する指導員謝金・交通費 ボランティア交通費等

【県が直接支払う経費】

スクールカウンセラー報酬及び交通費(県が直接支出)